

中小企業支援施策のご紹介

概要

- ▶ 中小企業等経営強化法(2016年5月24日成立 2016年7月1日施行)
- ▶ スキーム
 - ▶ 1.政府による事業分野の特性に応じた指針の作成
 - ▶ 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上(「経営力向上」)の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。
 - ▶ 2.中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援
 - ▶ 中小企業・小規模事業者は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

【支援措置】

- ▶ 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減
- ▶ 支援対象
 - ▶ 中小企業者が経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)
 - *中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
 - ▶ 生産性を高める機械装置
 - *①160万円以上 ②生産性1%向上
- ▶ 特例
 - 固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減

【支援措置】

- ▶ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
 - ▶ 商工中金による低利融資
商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。
 - ▶ 中小企業信用保険法の特例 – 保証限度額の別枠・保証枠の拡大
民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。
 - ▶ 中小企業投資育成株式会社法の特例
資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能に。

【支援措置】- 認定事業者に対する補助金等における優先採択

『革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金』

- ▶ 補助対象の事業は、自分の会社になく、他の会社でも一般的ではない新たな役務を取り入れた新サービス、新商品開発や新生産方式をいいます。
- ▶ 補助対象の経費は、固定資産などの購入、ISO規格・UL規格の認証取得など
- ▶ 補助上限は 1000万円、500万円 補助率は2/3
- ▶ 募集期間：平成28年11月14日(月)～平成29年1月17日(火)[当日消印有効]

【支援措置】- 認定事業者に対する補助金等における優先採択

『小規模事業者持続化補助金』

- ▶ 経営計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部
- ▶ 製造業その他の業種に属する事業主とする会社及び個人事業主

- ▶ 常時使用する従業員数が20人以下の事業者
卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主とする者は5人以下

- ▶ 補助上限は 50万円、
100万円（賃上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策） 、
500万円（複数の事業者が連携した共同事業）

- ▶ 募集期間：平成28年11月4日(金)～平成29年1月27日(金)[当日消印有効]
- ▶ 詳しい内容はこちらから
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2016/161104jizoku28.htm>